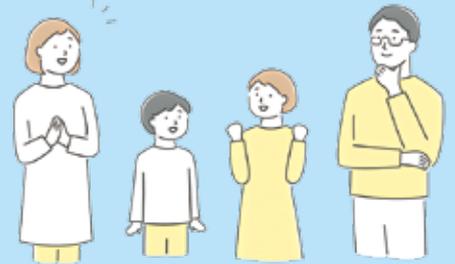


令和4年

4月  
から

宜野湾市こども医療費助成制度が  
大きく変わります！

# 窓口無料の対象年齢を 中学校卒業まで 拡大します！



令和4年4月1日以降の受診分について、健康保険証と一緒にピンク色の受給資格者証を医療機関窓口で提示することで、原則として窓口負担なしで医療サービスを受けることができます。ただし、健康保険の適用を受ける診療分に限り、ます。

対象年齢	助成方法	通院費	入院費
0歳～ 小学校就学前	現物給付 (ピンク)	全額助成 (保険適用額)	全額助成 (高額療養費・ 附加給付金・入 院時の食事療 養費は除く)
小学校1年生～ 小学校卒業	自動償還 (オレンジ)	1カ月につき 1医療機関につき 1,000円	
中学校1年生～ 中学校卒業		助成なし	

令和4年  
4月から



見直し後

対象年齢	助成方法	通院費	入院費
0歳～ 小学校就学前	現物給付 (ピンク)	全額助成 (保険適用額)	全額助成 (高額療養費・附 加給付金・入 院時の食事療 養費は除く)
小学校1年生～ 小学校卒業			
中学校1年生～ 中学校卒業			

受給資格者証が**ピンク色**に変わります

小学生と中学生の受給資格者証は**ピンク色へ!**

未就学児は資格対象期間が**延長**されます!

※オレンジ色の受給資格者証は  
使用できなくなりますので、  
ご注意ください。



ご注意!

以下の内容は**助成の対象外**となります。

◇健康診断や予防接種など

保険適用外の費用（健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など）は助成の対象外です。

◇高額療養費・附加給付金・入院時の食事療養費

高額療養費や附加給付金、入院したときにかかる食事療養費は、助成の対象外です。

◇学校や保育園等でのけが

学校や保育園等でけがをした場合は、原則として学校の保険が優先となり、助成の対象外です。こども医療費での支払いが判明した場合は、返還金の対象となります。

母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している児童について

母子及び父子家庭等医療費助成制度を利用している小学生・中学生は受給資格者証がこども医療費助成のピンク色に変わります。高校生はこれまで通り、受給資格者証はミドリ色で自動償還での助成です。

詳しくは市ホームページをご確認ください

市ホームページはコチラ▶

お問い合わせ

児童家庭課 ☎893-4641

